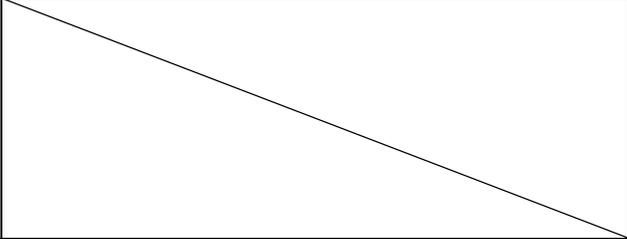


上尾都市計画地区計画の変更（上尾市決定）

都市計画上平第三地区地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日
平成31年3月29日

名称		上平第三地区地区計画						
位置		上尾市上平中央一丁目、二丁目及び三丁目の各全部、錦町及び緑丘四丁目の各一部						
面積		約40.0ha						
地区計画の目標		本地区は、JR高崎線北上尾駅の東、約1kmに位置する上平第三特定土地区画整理事業地区であり、事業の効果を増進し、市街化を計画的に誘導するとともに、良好な市街地形成を図ることを目標とする。						
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>都市計画道路上尾東京線沿線（国道17号線）については、沿道サービス施設の立地を誘導するとともに、都市計画道路上尾久喜線沿線については、周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設及び中高層住宅等の土地利用を図る。</p> <p>都市計画道路緑丘南線沿線とその延伸部分及び都市計画道路西門前久保線沿線については、周辺の低層住宅に配慮した生活利便施設、中低層住宅等の立地を誘導する。</p> <p>その他の地区については、戸建て住宅を中心とした良好な低層住宅地とする。</p>						
	地区施設の整備の方針	地区施設は、土地区画整理事業により整備された、道路、公園の機能、環境が損なわれないよう、維持、保全を図る。						
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に沿った市街地環境を形成するため、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置及び建築物の高さの最高限度の制限を行う。</p> <p>また、良好なまちなみ景観を形成するため、建築物等の形態及び意匠、垣又はさくの構造の制限を行う。</p>						
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	
		区分の面積	約2.5ha	約0.4ha	約2.7ha	約6.0ha	約28.4ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げる建築物。ただし、第三号(三)、(十三)を除く。	/		次に掲げる建築物は建築してはならない。 ホテル 又は旅館	/		
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡						

	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の項目に該当する場合には、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅に付属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が5.0㎡以内のもの。 2 住宅に付属する車庫または駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が30㎡以内のもの。 3 出窓で、床面からの高さが30cm以上かつ奥行45cm以下で、道路境界線及び隣地境界線から距離が0.5mに満たない部分の長さの合計が4m以下であるもの。 	
	建築物等の高さの最高限度		
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色の使用を避け落ち着きのある色調とし、まちなみとの調和を十分に配慮したものとする。</p> <p>屋外広告物は美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を用いることを避け、地区の環境に調和したものとする。</p>
	垣、又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、地区の景観や防災に配慮し、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生垣 (2) 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス・さくを施したもので高さが宅地地盤面から1.6m以下のもの、または植栽を組み合わせたものとする。 	

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）による建築基準法の一部改正に伴い、建築物等の用途の制限について変更を行うため。